

2H-16

特22  
382

非  
賣  
品

壬辰組報告 第一

014212-000-5

特22-382

壬辰組報告 第1

下田義 天類/刊

M25

ABB-0533





# 壬辰組報告

謹ミテ諸君ニ告ク。衆議院第二回議會ニ於テ、神祇官復興ノ上奏案ヲ提出セ

テ、直ニ報告アリ。然ルニ同會ハ、當日ヲ以テ滿期ヲ告ク、議事ニ上ルノ時

間ニク、宿題トナレルコトハ、諸君ノ記憶セラル、所ナリ。想フニ本

年五月、即第四回議會ニ於テハ、速ニ本議ニ上ラムコト疑ヒナシ。抑、本案

ニシテ、本議ノ可決スルト否トハ、國體上ニ大關係ア

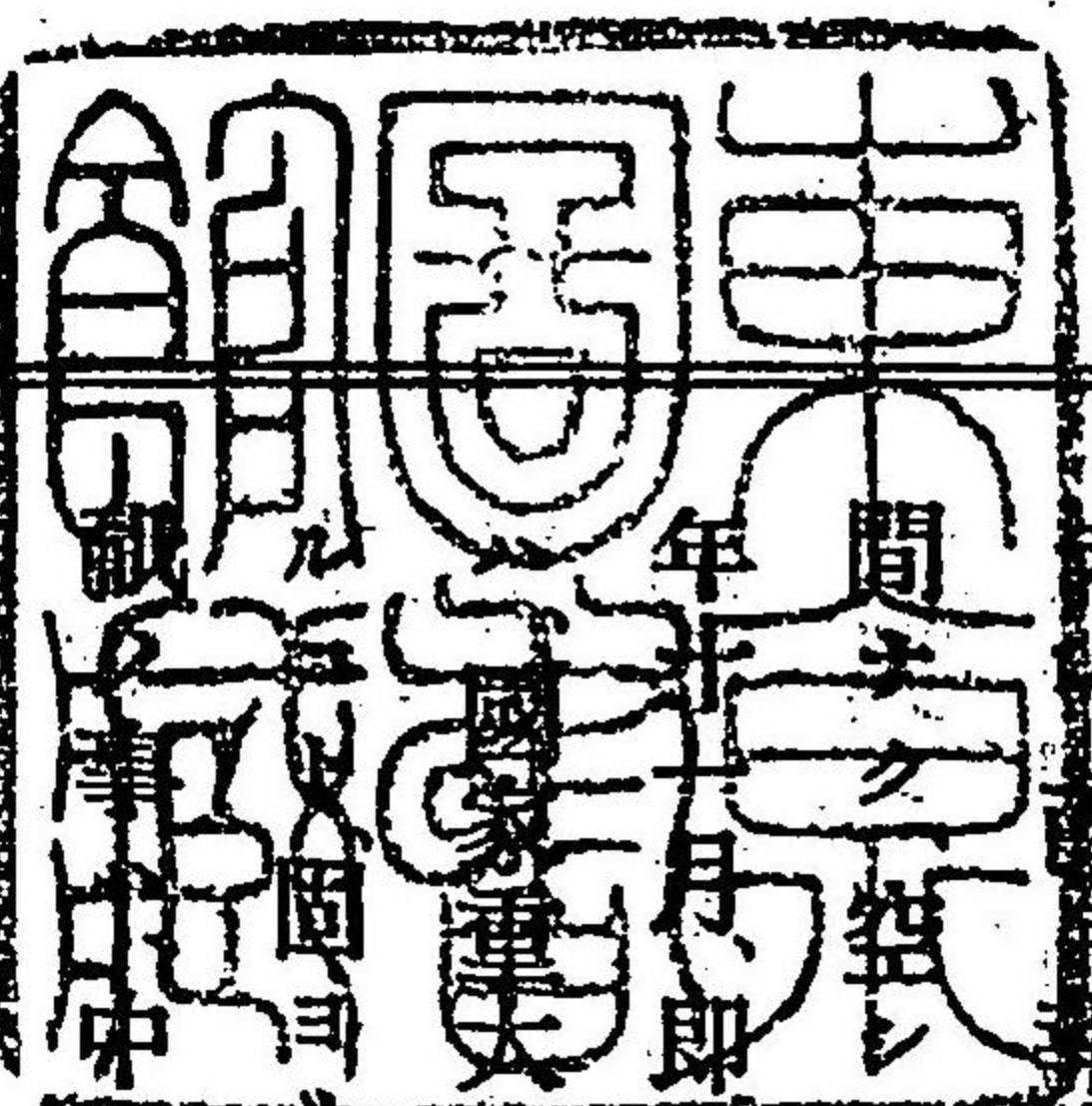
ル。諸君ノ深ク思慮セラル、所タルハ、言ヲ俟サルナリ。然ルニ神

代、古以來、漸次衰頽ヲ來シ、其ノ狀態上世ノ如クナラズ。中ニ就キ

テ近世ノ如キハ、今遽ニ名狀ス可ラサル者アリテ、爲メニ種々ノ論說アルヲ

聞ケリ。然レトモ伊勢皇大神宮ヲ始メ奉リ、延喜式ニ載セラレタル三千有餘

ノ神社ハ、依然トシテ五畿七道ニ鎮坐アリ。其ノ祭神ハ、則國ヲ肇メ人ヲ立テ





給ヘル、皇祖皇宗、及其ノ皇謨ヲ扶翼シ奉リタル、臣民祖先ノ神靈等ニアラサルハナシ。而シテ其ノ皇謨ハ、現ニ吾人ガ夙夜營々トシテ止ム能ハサル國利民福ヲ根基タルハ、疑フ可ラサル事實ナリ。元來我カ國民ハ特殊ニシテ、咸チ神皇ノ支胤チラサルハナシ。依テ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ奉シ、臣民各自祖先ノ遺風ヲ守リ、其ノ本族一系ノ皇統ヲ元首ニ戴キ奉リ、支族萬流ノ子孫之レニ從順シテ臣タリ民タリ、主ト皇謨ヲ扶翼シ、專ラ國利民福ヲ皇張シテ止マズ。其ノ美風ハ、數千年一日ノ如シ、上世神聖ノ國家ヲ經營シ、祖先其ノ皇謨ヲ協翼シタリシハ、今猶今上陛下ノ施カセ給フ大政ニ隨ヒテ、四千萬ノ同胞之レヲ翼賛シ奉ルガ如ク、上代ト今世ト毫釐モ異ナルコトナシ。是レ我カ國ノ性格ニシテ、實ニ世界無比ノ國體ト稱セラル、所以ナリ。其ノ他、外ニハ軍防通商、内ニハ政治教

育、凡テ時勢ト共ニ進歩ス可キモ、亦國家進行ノ常軌ニシテ、何事カ皇謨ニ孕レサル者アラム。又何物カ福利ノ企圖ニ洩ル、者アラム。而シテ本族ノ皇統ニ坐ス、畏クモ

今上陛下ハ、皇祖皇宗、及ヒ天神地祇ヲ親察シ給ヒ、萬般ノ事、皆神明ニ誓ハセラレ、此ノ皇謨ヲ施キ給ヘル今日ニ當リテ、其ノ支族流裔ナル四千萬ノ同胞ハ、何ニ據リテ之レヲ翼賛シ奉ラムトスルカ、必ヤ國家ノ本分ヲ表明シテ、之レヲ翼賛スル所ノ一ノ官衙チカルヘカラズ。然ルニ未ダ之レヲ置カレサルハ、抑、其ノ本分ヲ表シテ、國祖ニ報答スルノ道ナラムヤ。但シ中古以來衰微ノ後ヲ受ケ尋キテ革命國ノ文物ニ眩シ、一時迷夢ノ中ニ彷徨セシニ因ルト雖モ、今ヤ百般ノ典章已ニ定マル所ノ立憲政體ノ下、何ソ斯ク如キ闕典瑕瑾アルヲ見ルニ忍ムヤ。必第四回議會ニ於テ、本題ノ議事ニ上ラバ、欣躍ノ間ニ可決上奏ヲ見ムコト、疑フ可ラズト雖モ、動モスレバ中世以來ノ俗神道



ヲ混視シ、皇國ノ神祇ヲシテ、外國ニ唱フル宗教崇拜ノ神ト同一視シ、或ハ政黨各派ノ軋轢ヨリ、國家進行ノ軌道ヲ過ラシムルノ觀ナキヲ保セズ。彼レヲ視此ヲ思ヘバ、憂苦切リニ至リテ默止スル能ハズ。我輩等有志者相會シテ、議會閉場ノ間ニ於テ、本題ニ就キ十分ノ研究ヲ盡シ、一定ノ說ハ之ヲ編纂シテ、代議士諸君、及其ノ撰舉各區ノ有志諸君ニ進呈シ、與ニ共ニ講究ノ勞ヲ取ラレムコトヲ乞フ。依テ此ノ意ヲ報スルト共ニ、先第三回議會ニ於テ提出セラレタル、上奏案ノ草稿并ニ同時在京ノ有志者ヨリ、代議士諸氏ニ送ラレタル書等ヲ一括シテ、第一號トナシ、以下漸次編纂ノ時々進呈セムトス。此ノ議題ノ如キハ、實ニ國家精神ノ關スル所、極メテ重大緊切ナルヲ以テ、輕忽ニ附セラレサラムコトヲ希望シテ措カサルナリ。

○神祇官復興ノ儀上奏案草稿

衆議院議長臣某等誠惶誠恐謹テ上奏ス

恭ニテ惟ミルニ

陛下祚ヲ踐ミ給ヒシヨリ而降、茲ニ二十有七年、夙夜勵精、萬機ヲ親裁シ、主トシテ

天祖ノ遺訓ニ明徴シ、傍、海外ノ事蹟ニ參照シ、憲法ヲ公布シ、典範ヲ制定シ給ヘリ。是ニ於テカ、皇室ノ尊嚴ヲ無究ニ維持スル大政ノ經緯、秩然トシテ愈彰カニ、臣民ノ權義ヲ永遠ニ保護スル法制ノ基礎、確然トシテ益、定リ、其ノ他、文物典章燦然トシテ備具セザルハナシ。戲呼、亦盛ナルカナ。臣等斯ノ盛代ニ遭遇シ、斯ノ洪恩ニ沐浴ス。臣等喜ビ極リテ、又何ヲカ言ハム。然リ而シテ猶一事ノ臣等ガ意ニ介然タル者アリテ存セリ。伏シテ考フルニ、歷朝ノ崇敬シ給フ所、國體ノ建ツ所、忠孝ノ發スル所、國民ノ據ル所ノ神祇ノ



事、即ち是ナリ。夫レ神祇ノ事々必ヤ、天祖遺訓中ノ最大事ニシテ、歷朝肯テ忽諸ニ付シ給ハス。故チ以テ維新倭  
 徳ノ際、猶武弁擅政ノ弊習ヲ洗除シ、直チニ王政ノ古ニ復シ、神祇官ヲ興シ、屢  
 行幸シテ神祇ヲ親祭シ、大イニ孝敬ヲ申ヘ給フ。臣等亦、聖旨ヲ體シ、之レ  
 ニ科式スルニ至レリ。爾來同官ノ改革一ニシテ足ラス。神祇省トナリ、教部省  
 トナリ、既ニ一變シテ政教宣布ノ官衙トナレリ。而シテ同省廢セラレ、神社ト  
 教法トチ一括シテ、内務ノ一小局ニ隸屬セシメ、遂ニ政教ノ性ハ、再變シテ宗  
 教類似ノ觀ヲ呈セリ。嗚呼、是レ歷朝崇敬ノ意ナラムヤ。苟モ此ノ如クニシ  
 テ古制ニ則ラズバ、國牀ノ建ツ所以、國民ノ據ル所以、果シテ何ニチ以テ安寧  
 鞏固ナルヲ得ンヤ。現ニ曲學阿世ノ輩、口ヲ考證ニ藉リテ、國家成立ノ神髓ヲ  
 打破セムトスル者アリ。其ノ志ヤ、唯博ヲ術ヒ奇ヲ好ミ、名ヲ求ムルニ汲々  
 タルニ外ナラスト雖モ、世ノ無識者ヲ害スル、何ニソ計ルベケンヤ。斯ノ如

クニシテ等閑ニ經過セバ、神祇ノ事ハ、宛然國家ノ無用物視スルニ至ナム。豈  
 國家ノ大闕典ナラスヤ。豈立憲政治ノ大瑕瑾ナラスヤ。仰キ願クハ  
 陛下ノ聖明、臣等ノ微衷ヲ、憐察セラレ。國牀ノ基礎、民福ノ本據タル、神  
 祇官復興ノ典ヲ舉ケ給ハンコトヲ。臣某等誠恐誠惶、謹ミテ聞ス。

理由

謹ミテ按スルニ、大日本帝國憲法ハ、其第一章第一條ニ規定シテ云ク、大日  
 本帝國ハ万世一系ノ天皇是ヲ統治スト、而シテ其ノ憲法ヲ宣布スルニ先チ、  
 皇祖皇宗ニ告ケテ云ク、皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ、惟神ノ寶祚ヲ承繼シ  
 云々、又其勅語ニ云ク、朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ云々、又上諭ニ云ク、  
 國家統治ノ大權ヲ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ、之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ云々ト、  
 是レ果シテ何ノ據ル所有リテ然ルヤ、悉ク國家ノ典籍ニ準據セザルハ莫シ。  
 謹ミテ典籍ヲ檢スルニ、皇天ニ祖ノ將ニ皇孫ヲ降シ、以テ此國ノ主ト爲ガ



ムトスルヤ、衆神ヲ會シテ相語テ曰ク、夫レ葦原ノ瑞穂ノ國ハ吾子孫ノ王ト  
 マス可キ地ナリ、皇孫就キテ治メヨ、寶祚ノ隆ハ天壤ノムタ窮ナカル可キ者  
 ナリ、是レナリ。而シテ我ガ允文允武ナル  
 天皇陛下ハ此ノ祖宗ノ宏謀ヲ擴充シテ、成文ヲ欽定シ、以テ遵守スル所ヲ知  
 ラシメ給ヘリ。故ニ彼ノ告文ハ之レヲ證シテ曰ク、世局ノ進運ニ膺リ、人文ノ  
 發達ニ隨ヒ、宜ク、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ、條章ヲ照示シ  
 云云、八州民生ノ慶福ヲ増進スベシ云云ト、以テ我ガ允文允武ナル  
 天皇陛下ノ叡慮ノ存シ給ヘル所ヲ端倪スルニ足レリ。言ヲ易ヘテ之レヲ言  
 ハシ、我ガ允文允武ナル  
 天皇陛下ハ、祖宗ノ遺訓ヲ集メテ之ヲ大成シ、空前絶後ノ偉業ヲ爲シ給ヘ  
 ル者ナリ。是ニ於テ我ガ  
 皇祖皇宗ノ斯ノ臣民ヲ親愛シ給ヘル、政事ノ實舉レリト謂フヘキナリ。

然リ兼雖モ何ヲ以テカ、此ノ大日本帝國憲法宣布ノ時ヲ以テ、神祇官復興ノ  
 典ヲ舉ケラレサル。固ヨリ政事ノ祭事ト相連帶シテ、分離スベカラサルハ、亦  
 典籍ノ證スル所ナラスヤ。  
 謹ミテ典籍ヲ檢スルニ、天祖ノ皇孫ヲ降サムトスルヤ、天祖又之レニ寶  
 鏡ヲ授ケテ勅シテ曰ク、吾兒此鏡ヲ視マサム事、當ニ猶吾ヲ視ルガ如ク、與ニ  
 床殿ヲ同クシ、以テ齋鏡ト爲シ給フベシト。皇祖又神籬ヲ起シテ勅シテ曰ク、  
 吾ハ即チ天津神籬、天津磐境ヲ起樹テ、當ニ皇孫ノ爲メニ奉齋スベシ、汝天兒  
 屋天太玉ニ神、宜ク此神籬ヲ持シ葦原ノ中國ニ降り、亦吾孫ノ爲メニ奉齋ス  
 ベシト。是レ所謂祭事ト政事ト相連帶シテ、分離ス可カラサルノ大經大法ニ  
 シテ、國體ノ特性ナルモ亦此ニ在リ。王室ノ尊嚴モ亦此ニ在リ。之レヲ詳言ス  
 レバ、則チ地球上、大日本帝國ナル一國家ヲ存在スルモ、亦此ノ資本ニ外ナラ  
 サルナリ。是ヲ以テ、天孫以降十餘世ノ間、能ク天職ヲ奉シ、天祖ト殿ヲ



同久ク床ヲ共ニシテ、神物官物分別アルヲ崇奉ノ儀ニテ、皇天二祖ヲ勅ニ從ヒ給ヒ、神武天皇ハ、靈時ヲ鳥見ニ建テ、以テ皇祖天神ヲ祭リ、神籬ヲ宮中ニ起シテ、以テ八神ヲ祭リ給ヒ。神八井耳命ハ、皇兄ノ尊ヲ以テ、親ヲ尊人、即齋者トナリ、以テ綾靖天皇ヲ助テ奉リ給ヒシモ、亦皇天二祖ヲ敬從シ給ヒシナリ。崇神天皇ハ、磯城神籬ヲ立テ、天照大神ヲ奉遷シテ、神威ヲ畏敬シ給ヒ。垂仁天皇ハ、大神ノ祠ヲ伊勢ニ立テ、以テ齋宮ヲ興シ、モ、亦其ノ神教ヲ隨ヒテ、愈ニ祖ノ勅ヲ重シ給ヒシナリ。其ノ一ニ天皇ノ天社國社神地神戶ヲ定メシモ、亦皇天二祖ノ勅ヲ重シ給ヒシナリ。其ノ後、孝德天皇ニ至リ、制度漸ク密ニ、分職稍精シ、是ニ於テ始メテ八省ヲ置ク、而シテ神祇官ハ、大政官ノ上ニ在リ、此レヨリ後、大寶ニ其ノ令ヲ制シ、弘仁貞觀延喜ニ、各其ノ格式ヲ修ム。而シテ祀典恒ニ諸法制ノ首ニ載セタリ。是レ亦列聖ノ深淵皇天二祖ノ勅ヲ思ヒ、以テ大イニ其次序ヲ正タシ、盛ニ其ノ禮文ヲ

備ヘ給ヒシ者ナリ。

中古太權下ニ移リ、皇道陵夷シ、制度典章悉ク陸沈ニ歸シ、絶エタル綫ノ如シ。明治中興ノ初、神祇官ヲ復シ、稍古ニ則ルト雖モ、其ノ名ハ美ニシテ、其ノ實ハ然ラズ。實ノ存セザル、名將タ何クニカ存セン。轉轍變更以テ今日ニ至レリ。嗚呼既ニ大日本帝國憲法定リテ、皇祖皇宗ノ遺シ給ヘル、政事ノ實舉ガレリ。而シテ獨神祇官ノ事ニ至リテハ、恬トシテ聲ヲシ。今ニシテ復興セズバ、其レ皇祖皇宗ノ遺シ給ヘル、祭事ノ典ヲ奈何セン。

夫レ一國家ノ地球上ニ生存スルハ、自カラ國家固有ノ性格ヲ保維スルニ由ラズルハ莫シ。故ニ其ノ制度法律ハ、又其ノ性格ノ需用ヲ供給スルニ過ギズ。抑モ吾ガ國古ヨリ神國ト稱ス。其ノ由リテ來ルコト尙シ。祭事ト政事トハ、ニシテ一ナラズ。一ニシテ是レ一。故ニ天皇神祇ヲ崇重シ、祭祀ヲ尊嚴ニスルハ、大孝ヲ申ル所以ニシテ、臣民ノ神祇ヲ崇重シ、祭祀ヲ尊嚴ニスルハ、至忠



ヲ表スル所以ナリ。而シテ其ノ歸宿ヤ、報本追遠的ノ思想ニシテ、政治上ヨリ之レガ觀察ヲ下スベク、安心立命的ノ觀念ヲ以テ、宗教上ヨリ之レガ判斷ヲ興フベキ者ニナス。何トナレバ君是レ孝、臣以テ忠、斯ノ忠ト斯ノ孝トハ、所謂義ハ則チ君臣、恩ハ則チ父子ナルノ關係ヲ發生シ來リ、數千年ノ久シキ、一系ノ一天皇ヲ奉戴シ、同種ノ臣民ヲ愛撫シ、宇内ニ冠絶スルノ良制義俗ヲ成シタル資本ニシテ、祭事ト政事トナ一致セル、我國固有ノ性格ニ胚胎スレバ、今ヤ大日本帝國憲法ヲ實施シ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴シ、政事ノ實ヲ舉ゲテシタリ。教育ノ勅語ニ曰ク、朕惟フニ我が皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我が臣民克忠ニ克孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ世々朕ノ美ヲ濟セルハ、此レ國脉ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス云云。斯ノ道ハ實ニ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所ト、以テ教育ノ方針ヲ定メ給ヘリ。

而シテ神祇崇敬ノ點ニ至リテハ、未ダ然ラズ。皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、祭事ノ典ヲ明カニセズバ、我が國固有ノ性格ニ背馳シ、國體ノ特性ヲ損傷シ、王室ノ尊嚴ヲ毀敗セムモ、亦測ル可カラザルナリ。

大日本帝國憲法第三條ニ曰ク、天皇ハ神聖ニシテ侵ス可カラズト、蓋シ此語タルヤ、立憲國ノ常套ニシテ、國トシテ是ノ語無キハ莫シ。然レトモ其ノ眞ニ能ク本條ノ資格ニ適合スル者、其レ幾ハクカアル。到頭一種ノ虛文例語タルニ過キズ。獨リ我が國ニ至リテハ、典籍ニ神孫ノ稱アリテ、即チ天皇ハ神聖ニシテ、侵ス可カラザル本義ニシテ、敢テ歐米ノ典章ヲ摸倣スルニ非ズシテ、國家固有ノ性格上ニ現存セリ。之レヲ要スルニ、大日本帝國憲法ハ、我が國ノ典籍ニ準據シテ、之レヲ欽定宣布シ以テ、皇祖皇宗ノ遺シ給ヘル、政事ノ實ヲ舉ケラレタル者ナリ。而シテ獨リ神祇官ニ至リテハ、未ダ此ノ事ナシ。國家ノ典籍ニ準據シ、皇祖皇宗ノ遺シ給ヘル祭事ノ典ヲ表セズバ、國家固有ノ性格



ヲ缺キ、決シテ國家ノ長計大策ニ非ズ。

神祇官沿革

日本書紀神代紀曰、高皇靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫

奉齋矣、汝天兒屋命、大玉命、宜持天津神籬降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉、乃使二神陪從天忍穗耳命以降之、

古語拾遺曰、于時天祖天照大神、高皇產靈尊、云々、此ノ問上ノ日本書紀ニ同シ、宜大玉命率諸

部神、俱奉其職、如天上儀、仍令諸神亦與陪從、

神籬ハ、神座ナリ。磐境ハ、其ノ神壇ナリ。是レ中臣齋部ノ二神、八神及ヒ天

神地祇ヲ祭リテ、聖躬ヲ億萬歲ニ奉祝スル者ニシテ、其ノ法ヲ天祖ノ天上

ニ在リテ寶祚ヲ無窮ニ擁護スルニ取ル者ナリ。神祇官ノ權輿、實ニ此ニ在

リ。

令集解曰、神武天皇元年十一月丙子朔庚寅、宇摩志摩治命、奉齋殿內於天璽

瑞寶、奉爲帝后崇鎮御魂、祈禱壽祚、所謂御鎮魂祭自、此而始矣、

宇摩志摩治命、十種ノ神寶ヲ殿內ニ奉シ、八神ヲ祭リ、天皇皇后ノ御爲メニ

御魂ヲ崇鎮シ、壽祚ヲ祈禱スル者ニシテ、爾後今日ニ至リテモ、大嘗及神嘗

ノ前日ニ當リテ鎮魂祭アル所以ナリ。此ノ祭儀タルヤ、大寶後ニ至リテモ、

專ラ神祇官ノ行事ナリキ。

神武天皇四年ノ紀日本紀曰、春二月壬戌朔甲申、詔曰、我皇祖之靈也、自天降靈、光

助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈囿於鳥

見山中、其地號曰上小野榛原、下小野榛原、用祭皇祖天神焉、

古語拾遺曰、爾乃立靈囿於鳥見山中、天富命陳幣祝詞、禮祀皇天、徧秩群望、

以答神祇之恩焉、中臣齋部二氏、俱掌祠祀之職、

是レ聖躬擁護ノ恩ニ答ヘムガ爲メニ、皇祖天神ヲ奉祭シ玉フ者ナリ。謂ハ

ユル大孝ヲ申フルハ、我カ國牀ノ骨子ニシテ、輕々ニ看過スヘカラザル者



ナリ。而シテ中臣ハ、天兒屋命ノ裔ニシテ、齋部ハ太王命ノ裔ナリ。皇祖ノ  
詔命以テ視ル可シ。

綏靖天皇即位前紀曰、於是神八井耳命皇、愾然自服、讓於神淳名川耳尊曰、云々、宜哉乎汝之光臨天位、以承皇祖之業、吾當爲汝輔之、奉典神祇古事記、  
祭事ニ事ル所、中臣齋部二氏ハ、世々祭政ニナガラ全クスル所ノ輔相ノ  
臣ナリ。而シテ神八井耳命ハ、皇兄ノ尊ヲ以テ、親ラ忌人イハヒト即、齋者トナリ、以  
テ綏靖天皇ヲ助ケ奉リ給ヒシモ、皇天ニ祖ノ勅ニ敬從シ給ヒシナリ。蓋、後  
世神祇伯ノ起ル張本ナラム。凡テ政事ノ祭事タルハ、我ガ國ノ通訓ナリ。夫  
レ祭ハ以テ神ニ事ヘ、政ハ以テ民ヲ使フ、民ヲ使フハ神ニ事フ所以ニシテ、  
神ニ事ウルハ民ヲ使フ所以ナリ。故ニ祭政殊ナリト雖モ、其ノ歸一ナリ。唯  
神祇ハ、天子ノ肅敬スル者ナリ。人民ハ天子ノ號令スル者ナレバ、祭政ノ間  
軒輊ナキ能ハザルガ如シ。故ニ天子ノ尊キハ、人民ヲ號令スルガ爲メニ非

ズシテ、兼テ神祇ヲ肅敬スルノ實アルニ因レルナリ。神祇伯ノ尊キハ、神  
祇ヲ肅敬スルガ爲メニ非ズシテ、兼テ人民ヲ號令スルノ實ナキニ因レル  
ナリ。深ク思ヒテ我ガ國上古神祇ヲ崇敬スルニ効サ、ル可ラズ。

崇神天皇六年紀元五百六十九年紀曰、先是天照大神、倭大國魂二神、並祭於天皇大殿  
之内、然畏其神勢、其住不安、故以天照太神、託豐稻入姬命、祭於倭笠縫邑、仍  
立磯城神籬、亦以日本大國魂神、託淳名城入姬命、祭於

古語拾遺曰、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏率石凝姥神裔、天目一箇神  
裔、二氏更鑄鏡造劍、以爲護身御璽、是今踐祚之日、所獻神璽鏡劍也。

此天照大神ノ御靈、即眞鏡眞劍ヲ宮外ニ奉齋シ玉フ故ニ、眞器作者ノ裔  
ナシテ、模製セシメ玉ヒ、以テ今日ニ承傳シ玉フナリ。抑、當時帝紀ニハ、海  
外既ニ歸化ストモ、人民富足天下太平也、トモアリテ、神武以後ノ聖代ナリ

キ。



同七年紀元五百七十年十一月紀曰、便祭八十萬群神、仍定天社國社、及神地神戶、○  
有六年

是レ官社ヲ定メ、神地神戶ヲ定ムルノ始メナリ。夫レ我國風タルヤ、世ノ開  
明ニ向フニ隨ヒテ、神祇ヲ敬祭スルコトモ、亦タ益嚴肅ナリ。何ヲ以テ之  
證レテ云フトナレバ、神武天皇ノ中區ニ奠都シ玉フヤ、干戈ノ間、大舉シテ臨  
古時祭ヲ行フコト七回、綏靖天皇以後、七代ノ靜謐ヲ經テ、大イニ皇化ヲ敷キ  
玉フノ當朝、亦天照太神、大國魂神ヲ宮外ニ奉齋シ、八十萬群神モ、亦天社國  
社ヲ分チテ官社トナス。隨ヒテ之ヲ維持スルノ道ヲ立ツルハ、又自然之數  
ニシテ、即神地神戶ヲ定ムル所以ナリ。神祇ノ制、斯クノ如ク擴張スルトキ  
ハ、其ノ事多端ニ涉リ、終ニ神祇官ヲ政廳ノ中ニ分ツニ至ル、是レ後朝、即垂  
仁天皇ノ朝、神祇官ノ設ケアル所以ナリ。

垂仁天皇二十五年紀元六百五十六年紀曰、二月丁巳朔甲子、詔阿部臣遠祖武尊名川別

和珥臣遠祖彥國尊、中臣連遠祖大鹿島、物部連遠祖十千根、大伴連祖武日、五大  
夫曰、我先皇御間城入彥五十瓊殖天皇、惟叡惟聖、欽明聰達、深執謙損、志懷沖  
退、綢繆機衡、禮祭神祇、剋己勤躬、日慎一日、是以人民富足、天下太平也、今  
當朕世、祭祀神祇、豈得有怠乎、  
公卿補任曰、垂仁天皇二十五年二月、詔阿部臣祖武尊名川別、和珥臣祖彥國尊、  
中臣連祖大鹿島、物部連祖十千根、大伴連祖武日命等曰、人民富足、天下太平、  
諸卿等、宜議置神祇官、

此レ前條ニ陳フルカ如ク、神祇ノ事務多端ニ涉リ、且先皇ノ志ヲ續キ、以テ  
神祇官ヲ設ケ玉ヘルナリ。神祇官ノ名、歴史ニ表明スル者此ニ始マル。而シ  
テ同年三月、天照太神伊勢ニ鎮座ノ事アリ。今茲ニ畧ク、

同天皇二十七年紀元六百五十八年紀曰、秋八月癸酉朔己卯、令祠官卜、以兵器爲神器、  
吉也、故弓矢及橫刀、納諸神之社、仍更定神地神戶、以時祠之、



此ノ前條神地神戶ヲ定ムルニ基キテ、更ニ一層之ヲ皇張シ、神祇ヲ忽諸ニ  
 繼躰天皇元年紀元千〇六十七年紀曰、三月庚子、云々、遣神祇伯等、敬祭神祇、求天皇  
 息、充答民望、

此ノ神祇伯ノ名稱、歷史ニ始メテ見ユル所ナリ。爾後神祇伯ノ史ニ表明ス  
 ○欽明天皇十二年ノ紀曰、物部大連尾與、中臣連鎌子、同奏曰、我國家  
 之玉天下者、恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬、祭拜爲事、又十六年ノ紀ニ  
 ○皇極天皇三年紀曰、春三月、以中臣鎌子連、拜神祇伯、再三固辭不就、  
 ○孝德天皇大化元年紀曰、蘇我石川大臣奏曰、先以祭鎮神祇、然後應議政  
 事、○持統天皇四年紀曰、神祇伯中臣大嶋朝臣○古語拾遺曰、孝德天皇白鳳  
 四年、以小華下忌部首佐賀斯拜神官頭、令掌叙王族宮內禮儀、婚姻、卜筮、

事云々、以上欽明、皇極、孝德、持統ノ歷朝、皆神祇伯ノ明文アリ。以テ其ノ神  
 祇官ノ置カレタマフナ知ルヘシ。何ナレバ、未タ其ノ職アリテ、其ノ官ナキ  
 者、非シキナリ。而シテ其ノ官アレバ、必ス之ヲ諸官ノ上ニ置キシモ、亦  
 知ル可キナリ。文武ノ朝、大寶令制定ルニ至リ、制度文物、概テ唐制ヲ模擬セ  
 シモ、尙ホ神祇官ヲ以テ、諸官ノ上ニ置ケリ。是レ列朝ノ慣例ニシテ、天智ノ  
 近江令、文武ノ大寶令、並ニ古例ヲ襲キシ者ナリ。然ルニ大寶令ニ至リテ始  
 メテ諸官ノ上ニ置カレシ者トスルハ、尤モ典章ニ暗シト謂フヘシ。

文武天皇大寶元年紀元千三百六十二年職員令曰、神祇伯一人、掌神祇祭祀、祝部、神戶、名籍、  
 大君、鎮魂、御巫、卜兆、總判官事、

集解曰、釋云、神祇者、是人生之所重、臣下之所尊、祈祥福、求永貞、无所不  
 歸、神祇之德、故以神祇官、爲百官之首、  
 北皇准后ノ職原抄曰、神祇官、以當官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地



祇故也。天兒屋命、孫天種子命、專主祭祀事、乃是執朝政之義也。又曰、朝廷被置官以後、祭官之職者、上古之重任也、又神國之故、以當官置太政官上乎。

仁和天皇御記曰、我國者神國也、每朝敬拜四方大中小天神地祇、一日莫怠。

醍醐天皇延長五年紀元千五百八十七年編成之延喜太政官式曰、凡內外諸司所申庶務、

辨官惣勘申太政官、其史讀申、皆依司次、若申數事、各先神事、申神事。

菅家遺誠曰、凡仁君之要政者、以撫民為本、民者神明之寶也、本朝之綱教者、

以敬神明為最上、神德之微明、豈有他哉。

按之延喜式五十卷ノ内、第一ヨリ第十マテノ十卷ヲ神祇式トナセリ。其内

神名帳ニ所載ノ神社三千一百三十二座ナリ。又式外ノ官社ト稱スルモノ

若干社載セテ歴史ニ在リ、是皆神位位田ヲ寄スル神社ニシテ、神祇官ノ管

理スル所ナリ。實ニ盛ナリト謂フヘシ。

堀河天皇長治二年紀元千七百六十五年十月

朝野群載

行幸神祇官事

右我朝神國也、以敬神可為先、以如在可為禮、而皇居程遠、棄而不被行者、公事已絕、神事可忍。

此レヨリ以後、天下穩ナラズ。六十年ヲ經テ保元平治ノ亂トナリ。神事ノ典

甚タ衰ヘタリ。

順德天皇建曆紀元千八百七十二年ノ御記、一名禁祕御抄曰、凡禁中作法、先神事後他

事、日暮敬神之敬慮無懈怠、白地以神宮並内侍所、不為御跡。

爭亂相踵キ、國務ノ祭祀ハ怠ルコトアリト雖モ、宮中ニ於テ皇祖皇宗ヲ敬

肅シ玉ヘルコトハ、怠ラセ玉ハザルナリ。

後堀河天皇貞永元年紀元千八百九十二年



貞永式目 第一條

一可修理神社專祭祀事  
右神者依人之數增威人者依神之德添運然則恆例之祭祀不致陵夷如在  
之禮典莫洽怠慢因茲於關東御領分國々并庄園者地頭神主等各存其趣  
可致精誠兼又至有封社任代々符亦破之時且加修理若及大破言上子  
細隨其左右可有其沙汰矣

此レニ因ラ之ヲ觀ンハ北條氏ノ暴政猶神國ノ風儀ヲ遺テズ神事ヲ以テ  
公霸務ヲ第一ニ置テリ然ルニ朝廷ニ於テハ朝綱既ニ弛ミ神祇ノ供給決乏  
常例ノ式サハニ行ハレザリキ終ニ干戈息ムトキテ之其ノ間吉田家ニ  
於テ神祇之神官ヲ統一スルニ至レリ

靈元天皇寬文九年 紀元二千三百二十九 五月

伯家部類

一神祇官事覺書

寬文九年酉五月日

一神祇官 伯支配之事 後柏原院永正比迄令存知候様忠富王跡所見候  
忠富男雅業已後之記依紛失不繼候云々  
一神祇官屋敷四丁之事 故祖父雅朝王雜談正親町院天正年中迄雖有之  
及荒廢其後秀吉太閤檢地ニ付斷絶今ニ條城之廻リ也云

出陣拾芥

神祇官

春日 藍川 柳川 大炊御門 大宮 大宮東 又同俱  
西 西 西 南 南 北 北  
大炊御門 大宮東 又同俱  
大宮東 又同俱

五月十八日 雅高

寬文九年酉從殿下被尋之間右之趣書付遣 杉原横折也



又奥書覺書畧圖等、私爲覺悟記置者也、神祇官殿舎之圖、古本新寫等有引紙、

故雅朝王雜談

雅陳王御聞書寫

一寛永元年月日、雅朝王、神祇官ハ、大内裏 辰巳也、

今ハ二條通り北ニ當ルヘシ、其屋敷卅九年許已前、余カ卅餘ノ時迄屋敷アリ、ソノ比ハ芝ニ成テアリシヲ、大閣檢地ノ時カハリテ、ソレヨリ絶タルト也、神祇官屋敷ノ末ニ官町トテ神祇官ノ町ト云コ、ロナリ有之、神祇官被管之輩居ル所ナリ、

一同日御雜談、吉田ノ八神殿ノ事、イツ比ウツサレシトモシレバ候、二位ナドガ所爲ナリ、吉田ト部兼見、慶長二年二月廿四日丁酉 寛永元トハ、卅九已前、正親町院御代末也、

天正十二年雅朝王三十歳ニ當ル、天正十五年、後陽成院御代始也、  
一神祇官屋舖事、秀吉太閤檢地之後ヨリ無之候歟、八神殿ハ、慶長二年吉田ヘ

ツウス、此時迄ハ其フルキ社、其ヲ直ニ吉田ヘ引用シト云、此時分迄ハ二條ノ城ハ曾テ以ナカリシナリ、大藏卿寛文九年七十九歳、此人廿七歳時分ナリ、  
一 同屋舖、二條城、大抵イツ比ソ隨ニ不知、寛文九年フシント書付候物見、コレハ下地ニ御座候、城ヲ御普請トテ、御屋舖モヒロクナリ、此時ニ右屋敷ナクナリ候歟ノコト、寛永元年ニ城ヒロケラレ、此時天守出來成ナリ、大藏卿

圓齋

一 同屋舖、猪熊大宮通りト見エ申候、二條城ノアタリ、マン中ニアタルヘシ、大藏卿覺昔ハイカイ事ナリシカ、後屋舖モ少ニ成タルヨシ聞及シトナリ、  
同

神祇屋官舖地曳假ニ神祇官代々被用事

左大史考亮朝臣記云

元和三年三月七日壬申、雨降、自廣橋大納言六位史兼官之事申給、神祇官



代之事、今度吉田者不可被用、仍内野ニ神祇官代屋鋪四十有之、彼地今度八  
 神被勸請由有風聞、十日乙亥晴天、參廣橋大納言、神祇官參向之事  
 令言談神祇官屋鋪假屋内野吉跡神祇官屋鋪也、十一日丙子、雨降、神祇官參向之輩、今  
 日依雨延引、十二日、東照宮就一社奉幣、神祇官參向、神祇官代内野也、上卿中御  
 門大納言、十六日辛巳晴天、神祇官一社奉幣日時宣旨、并照實神祇官參  
 向之宣旨可消之、可用意由、關白殿有仰調之、下略  
 萬葉集首書

八神殿、後揚成院天正十八年三月十二日、下部兼右奉勅、同四月十八日、奉遷  
 神樂岡神社、云云、  
 種季云、案洛中寺院等、天正年中、洛外に遷されたる多ければ、神樂岡に遷  
 されたるは、今年の事とすべしと云ふなり、  
 同年同月廿日、鷹司房輔卿ノ箇條書、吉田ニ神祇官ノ職、此神祇官

吉田預置神祇官之由雖被申、神祇官屋鋪者、大宮猪熊通二條御城近邊ニ  
 候得共、口今致退轉候、後柏原院御代之頃迄、八神殿有之、當白川二位民  
 部卿忠富迄、代々預之、被致支配候、吉田預置と申事、不分明、若齋場所之  
 事ニ候哉、是者後光明院御宇正保三年、伊勢例幣御再興之時、神祇官斷絶  
 ニ付、吉田齋場所を、神祇官ニ被借用候ニ而、神祇官とは不稱候事、

此レニ因ルトキハ、後柏原天皇ノ時ハ、八神殿ノミ存在シテ、神祇官ハ已  
 ニ廢絶シタル者ナリ。而シテ神祇伯ノ名稱ノ猶存スル者ハ何ゾヤ。是レ  
 白川家世襲ノ職トナレルニ依リテナリ。抑、其ノ伯ノ職事タル家ハ、中臣  
 忌部ノ二氏ニシテ、天孫降臨以來、祭政ノ職事ヲ分タス、二氏之レニ事ヘ、  
 繼體ノ朝、伯稱ヲ表明スル以後、猶二氏ノ裔ナルノミ。而シテ大寶後ニ至  
 リテハ、諸氏混任ス。是レ沿革ナリ。其ノ伯職ニ任セラレタルハ、元明ノ朝  
 ニ、中臣意美鷹、孝謙ノ朝ニ、石川年足、文室淨三、光仁ノ朝ニ、中臣子者、桓



武ノ朝ニ、中臣諸魚、平城ノ朝ニ和入鹿麿以上六國史、嵯峨ノ朝ニ藤原綱繼公

補仁明ノ朝ニ橘氏人、源寬、田口佐波主、清和ノ朝ニ、在原普淵、高階峯雄、

六國史以上ハ則混任ナリ。而シテ職原抄云、神祇伯昔者諸氏混任、中古以來、

花山院御子彈正尹清仁親王後胤相續、他人不任之、彼流四五位之時、給

源姓、雖任中少將、任伯之日、復王氏、是近例也、トアリテ、此ノ親王ノ子

白川延信王ノ伯ニ任セラレシハ、後朱雀天皇寬德年中ニアリテ、爾后伯

職ハ、白川家ノ世襲トナリテ、維新前マテ二十餘代、年數ハ八百餘年トナ

ル。其ノ間世襲シテ、朝廷祭祀ノ事ヲ總別アリシナリ。

明治元年紀元二千五百二十八年三月公布

此度王政復古、神武創業ノ始ニ被爲基、諸事御一新、祭政一致ノ御制度ニ御

回復被爲遊候ニ付テハ、先第一、神祇官御再興御造立ノ上、追々御祭典モ可

被爲興被仰出候、依テ此旨五畿七道諸國ニ布告シ、往古ニ立歸リ、諸家執奏

配下ノ儀ハ、被止、普ク天下之諸神社、神主禰宜祝神部ニ至迄、向後右神祇官

附屬ニ被仰渡候間、官位ヲ初メ諸事萬端、同官ハ願立候様可相心得候事、

但、尙追々諸社御取調、并諸祭典之儀モ可被仰出候得共、差向急務ノ儀有

之候者、可訴出事、三月十三日

同二年五月公布

今般國是大基礎御確定、追々御施行被爲、在候ニ付、祭政惟一之思召テ以テ、

群臣ヲ被爲率、來廿八日辰刻、神祇官行幸、天神地祇、及ヒ列祖之神靈ニ御告

祭被爲遊候旨、被仰出候事、

同三年庚午正月三日

勅

朕恭惟太祖創業、崇敬神明、愛撫蒼生、祭政一致、所由來遠矣、朕以寡弱、夙承聖緒、日夜惕懼天職之或虧、乃祇鎮祭天神地祇、八神暨列皇神靈、于神祇官、以



申<sup>ウケテ</sup>孝敬庶幾使<sup>シテ</sup>億兆有所<sup>シテ</sup>裕式

同四年辛未五月十四日公布

神社ノ儀ハ、國家ノ宗祀ニテ、一人一家ノ私有スヘキニ非ザルハ勿論ノ事ニ候所、中古以來大道ノ陵夷ニ從ヒ、神官社家ノ輩、中ニハ神世相傳由緒ノ向モ有之候ヘ共、多クハ一時補任ノ社職、其儘沿革致シ、或ハ領家地頭世變ニ因リ、終ニヤ社ノ執務致シ居リ、其餘村邑小祠ノ社家等ニ至ル迄、總テ世襲ト相成、社入ヲ以テ家祿トナシ、一己ノ私有ト相心得候儀、天下一般ノ積習ニテ、神官ハ、自然士良ノ別種ト相成、祭政一致ノ御政躰ニ悖リ、其弊害不尠ニ付、今般御改正被爲、在、伊勢兩宮世襲ヲ神官ヲ始メ、天下大小ノ神官社家ニ至ル迄、精選補任可致旨、被仰出候事、  
同五年神祇省ヲ廢シテ教部省ヲ置キ、同八年同省廢シテ、以、内務ニ社寺局ヲ置キテ、其事務ヲ管掌ス。

有志者書翰

編者云此ノ一書ハ去ル六月初旬在京ノ有志者ヨリ代議士諸氏ヘ送ラレ、トシテ認メタル書翰ナリ然ルニ僅ニ二三通ヲ送リタル迄ニテ時日切迫シ其ノ意ヲ果サザリシモナリ依テ今此ニ附添シテ諸君ノ一覽ニ供ス拜啓陳者神祇官再興の件過日の御様子により考れば我々か積年希望して止まざる要點いまた充分の御會得も御坐なき故に奉恐察候右は事務多端の今日緊要の御調査に御寸暇なき御身柄に御座候へは御尤千萬の御事と奉存候依而一夕御閑話を請ひ逐一に其の要點を御話申上度御再會を期し置候へ共退て考れば其御再會の時機と申も何月何日とも期し難き御事なるへしと奉存候へは茲に一書を裁して御參致までに進呈仕置候尤此程御覽に入置候理由書貳通及典故沿革等一渡り御通讀被下候は、其大概は御會得に相成候はむと奉存候得共夫以て長々敷書取に付き劉覽の御暇も如何あらむと此には



其大要文勉めて短簡に認見可申候。諸君の御再興を相待候要點と申は我々建國の軀面を維持して寶祚隆盛の御基礎を益強固ならしむとするより外には無御坐事にて御坐候此寶祚隆盛の基礎を強固ならしむとする希望に於ては苟も帝國の臣民たる者は何人も異存を申立候次第も候まじし候へ共皇室の御永續は皇祖當猶視吾の御神勅にて充分なり神祇官の事何すれを是に關せむと申議論は今日の世上随分多數なるべしと想像被致申候是特に其理由を辨明して御穿鑿を煩はず所以に御坐候尤も近世異端邪説の徒日に月に増加致し三千年來一定不變の御國是をも顧みず萬世一系の御皇統は我々同胞か生存上に於て最利益ある政體なり故に寶祚の隆盛は希望せざるべからず是尊王論の本領なり天祖の神勅によりて之が隆盛を希望せんとするがごときは人文發達の今日其價值を保ちがたき愚論なりなど危嶮の言論を吐露致候もの

の御座候趣承り候へ共是等は畢竟憲法の命令以外に超奔致候無責任の學說に御坐候間今更辨論の必要も之れなきことと奉存候依て只今は憲法の指示する範圍内に於て陳疏仕候までに止め申候。仰天孫降臨の御時當猶視吾の御神勅御坐候ひしは御賢知の通り單純なる一片の御教誡にては候はず此等の事は苟も上古史を讀候もの、皆記憶する所にて候へし彼御神勅と同時に造化主宰の高木神は先第一に祭祀の禮典を躬親執行して治跡の摸範を垂示し玉ひ又万姓の祖宗たる廉を以て特に其佐命の臣に勅して汝天兒屋根命太玉命宜持天津神離降於葦原中國亦爲皇孫齋焉云云供奉其職、如天上儀と御規定あらせられ候ひしことは吾上古史に特筆大書して今尙明々昭々たり是即神祇官の起原に御坐候此等の御事實御坐候ひしにもかゝばらず天祖大御神の當猶視吾の御神勅のみにて充分なりと申候は多辨を費すして其當否判然たる事と奉存候實に吾國君臣上下



の名分と申候は全此の兩勅語に判然致し候事にて御座候へは帝國三千年來の安寧秩序を保持し來候既往の憲法は即此兩勅語なりと斷言致候而も敢て失當の言には候まじと奉存候猶猶視吾の神勅は内侍所の寶鏡によりて萬世に證明致され爲吾孫奉齋の神勅は神祇官となりて永世に表證致され來候處王政陵夷の時代よりして其一を廢絶し僅に皇居の一隅に内侍所を維持し來候事誠に以て恐入候御事にて御坐候是我々か歴史上の觀察より神祇官を再興して建國の躰を全くし以て寶祚隆盛の御基礎を鞏固ならしめむと切望致候第一要點にて御坐候

神祇官の起原と申候は實に前段のことしされは高木神の神勅は萬世の始祖たる廉を以て此命令を保佐の臣に下し二神は諸臣の代表者として此の命を奉し候ものにして其性質を吟味致候時は臣下たるもの皇室の御爲に奉齋仕候ものに御坐候間彼天祖大御神皇祖の親を以て皇孫末代に傳へられたる

御訓示とは其岐を異に致候ものにて正しく同一のものには無御座候我皇室は吾人の祖先が吹薦し奉りたるにあらず又皇祖の自立し給へるにもあらず其の能く萬世一系を保持し給ふ所以のものは天神の定め給へる所にて所謂天意にいつればなり人爲にあらずさればなりと申事は何人も異論は候まじ此人爲にあらず天意なりと申事を確乎と證明致候ものは皇室の三器と神祇官となりこれを再言すれば此の二者は實に我國君臣上下の表證物とも可申ものにて御坐候へしされば其運用の歸する所は同一に御坐候へ共彼は皇室の表證物にして是は臣下の表證物なれば其岐一なりとは難申御事にて御坐候へし然るに其の一を採りて其二を捨つるは是能建國の體を全くするものと可申か凡如此證據物は單一より復重の方鞏固なることは今改めて申までも候はずされは同一のものにては其證據物は保存致候方當然なるべきに此の神祇官と彼の内侍所とは全く別種の證據物なり皇室の御方にては建國以來



の御約束を守らせられ憲法發布の前後に於ても屢々天授の御位なる趣勅綏  
 わらせられ候ひしに臣下たるもの王政陵夷の時の變にならひ自建國の約束  
 を破却して恬然顧さるかこときは我々臣民の本分に取りて實に恐懼の至に  
 堪へず存候是我々か臣民の本分より積年立官の事を希望して止まざる第二  
 の要點に御坐候

次我國の天社國社は皇室と國家とに對して深遠の關係を有し居り候事は歴  
 史上判然たる事實にして彼の宗教家の本尊と同一の者にあらす此を保存維  
 持致候事は國家の經營上決して苟且に付すべきものに候はざるべしと確信  
 致居候故を以てか王政陵夷の時代といへとも能く其統括に注意し世々之を  
 神祇官に委ね徳川朝府の時と雖とも上に白河吉田の統括あり下に取締觸頭  
 等の定めありて天下大小の神社を一貫し來候事は今人の皆見聞する所に御  
 坐候へし然るに維新以來政府か神社に對して施したる所の所置其成績上よ

り觀るときは破毀又破毀壞るゝ限り壞じ盡して毫も修覆の念慮を懷かず遂  
 に神宮官國幣社を始め府縣鄉村社より雜社の類にいたるまで銘々各々箇々  
 分立するに到らしめたり是を換言するときには我神祇といふ一團躰に向ひて  
 政府は其血液の巡環を遮斷し月に日に枯死の運に導き殆自衛する活氣を失  
 はしめたりと申の外無御坐候此等畢竟神職等其者の自招く所といへとも國  
 家經營に必要ありと見認むる限りは其爲す所に任せたる現在の政府も決し  
 て其責を免かれかたき所にて候へし退て今日の社會を顧れば八百屋肴屋の  
 賤業者を始め人力車夫駕籠舁のとききにいたるまで皆同業組合を設けしめ  
 夫々應分の保護取締を與へつゝ皇室と國家とに深遠なる關係を有する此の  
 天社國社に對して如此冷々淡々なるものは何の故に御坐候哉是皆一に主御  
 統宰する所なきか爲にて御坐候是我々か職掌上より積年立官の事を希望し  
 て止まざる第三の要點に御坐候



以上の三要點は其理由最も視易きものを畧述仕候迄にて此他風俗頽壞の原  
 因といひ人心流離の根元といひ一一に辨明致候は、神祇官の有無に關する  
 もの多々御坐候ふへしと奉存候然れ共是等の事柄は唯々神祇官廢絶の一因  
 此のみも歸しかたかるへしと奉存候間冗長を恐れて茲には閣筆仕候希臘を  
 始め海外の諸國にも國祭の名義によりて流離の人心を絆束致候類例も御坐  
 候ひし哉に承り候間此を利用する路は御賢察のある所なるへしと奉恐察候  
 全躰此神祇官は今日の世上に如何なる事業を執らしむる見込なりやとの難  
 問は往々承り候事に御坐候屢々是等の難問に接し候より我々の同感者も其  
 求に應し今日に應用する時務などを其官制中に算入致候事御坐候へ共拙子  
 の謂ふ所は左に無御座候此神祇官に對して實地當要の時務を貢はしめむと  
 するは内侍所に對し行政の應用を求むるものと一般に御坐候間實は好しか  
 らぬ事柄に御坐候前段第一第二の要點の爲に御再興を望む次第に而御坐候

へは却て神聖を冒瀆する嫌御坐候はむかと奉存候然しなば其根元を明に  
 して然して後是を今日の施政上に利用するは兎にも角にも政事家諸君の御  
 考案に隨ひ可申候

先年以來の廟議なりとか申事を承り候に神祇祭祀の禮典は維新以來陛下躬  
 親御執行遊はさせられ露ばかりも御遺算の事は在せられず開闢以來の御盛  
 舉ども申上奉るべき御事なり然るを大寶以後の弊制にならひ神祇伯を置き  
 此の事に關らしむるときは御大權の根底を殺がむとする企にて第二の窮府  
 を作さむとする論に異らざるものなりとか申事御坐候ひしやに漏聞致候以  
 の外の事に而御坐候神祇官の根元は前段既に申述候通り佐命の臣に仰付ら  
 れたる事にて皇孫の御爲に奉齋仕候ものに御坐候建國の始より皇孫の奉齋  
 し給ふべき所にては無御坐候今の内閣大臣等は兒屋根太王の二神の相續人  
 たる事は職務上の系統決して然らしとは難申身分にて御坐候へしかのれが



祖先の承りたる國家大切な事業を其相續人として忘却するのみならず臣下の執るべき事柄を以て恐くも陛下に一任し奉り厚顔如此言を發するとは言語同斷のものとも御坐候併し此の廟議と申も確實の事に無御坐候間まごかに左様の儀にも候まじと存候へ共此兩三年來立官の議隨分喧しきにも抱はらず今日迄實施の事を見されはあるひは然るかとも疑はれ申候  
又ある部分には此の神祇官の議は皇室に密着なる關係を有するものなれば陛下の御親裁に依るべき御事業なり議會などより口啄を容るべき問題にわらず万々一御國體をも辨へざる二三議員の弄舌中に落入り敢なく非決するかとき惡結果を生ずる時は實に國家の御大事なりと申者御坐候由に承り申候是又以外の事にて御坐候是等の議論は畢竟神祇官の典據を知らざるものいふ事にて論するに足らざる所に御坐候前段述へ來りたる所を熟考致候はむには立法の協賛者たる帝國議會は此の立官を促すべき權利ある

ものたることは明々白々の事にて候ひなむ否臣民の本分として寧之を爲さしめざる可らざる義務あるものなりと申さむ方正當なるへしと存候且非決を氣遣ひ候ときは因循千萬の臆病論に御坐候現政府か實施せざるは從來彼等か非決中にありし問題なることは明白の事に御坐候然るを彼には安して議院の爲には國家の御大事を驚く事何の謂にて候ふや只我輩は我輩か本分として正々堂々の議を鳴らして議會の決する處に一任せむのみ  
以上の事共は只其大要のみ申述へ候へ共尙筆其意を盡しかね申候御推察の上同志御勸誘被下無事通過仕候様御盡力の程希望の至に不堪候勿々不備

明治二十五年六月



明治廿五年八月廿七日印刷  
全 年同月廿九日出版

編輯人兼

静岡縣平民

下田義天類

麹町區平河町六丁目廿四番地寄留

大分縣士族

池永靜馬

東京麹町區飯田町五丁目三十番地寄留

印刷人

印刷所

秀英舍

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地